

平成 26 年度

宮田村教育委員会 3 月定例会々議録

1 開催日時：平成 27 年 3 月 24 日(火) 13：30～17:10

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長（以下「委員長」と表記。）
- (2) 池上 由美子 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 鷹野 綾子 委員（以下「鷹野委員」と表記。）
- (4) 古藤 祐巳子 委員（以下「古藤委員」と表記。）
- (5) 平澤 武司 教育長（以下「教育長」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 北原 敦 学校教育係長（以下「学校係長」と表記。）
- (3) 原 寿 子 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (4) 酒井 秀貴 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）

6 教育委員長あいさつ

委員長：天候不順で体調を崩された方もあるようだ。年度末の人事異動もあり、忙しい時期かと思うが、本日も審議をよろしく願いたい。

7 会議録の承認

8 議 題

(1) 議 事

議 1 号 審議会等の委員の選任について (1 ページ)

次 長：資料により説明

学校係長：うめっこ塾運営委員会委員に鷹野委員をお願いしているが、4/6 に第 1 回を予定しているのでよろしくお願いします。

鷹野委員：はい。

議 2 号 教育大綱について (資料 1)

次 長：資料により説明

- ・今後、村から委員の皆さんに招集がかかり総合教育会議が開かれる。会議の主題は教育大綱になる。会議までに資料に目を通してほしい。
- ・参考として、県や他市町村の新しい大綱があればいいが、今回の改正に関わる新しい大綱は見つからない。法律に基づき、4/1 以降に開催される総合教育会議が開催でないと、どこの市町村も正規の大綱を出せないのではないかと。
- ・資料には、村長公約でもある宮田村重点施策を載せてある。重点施策のうち、「子育て

支援日本一を目指す」、「女性の知恵と力を村政に活かす」が教育委員会に関係する。他に、「教育委員会組織目標」と「教育5か条」をどう大綱に取り入れるか。

- ・総合計画の「子育て環境の充実」、「学校教育」、「生涯学習」も載せてあるが、宮田村は「保育園」が入るので、県とは若干異なる。
- ・去年の説明会では現在の長野市の教育大綱くらい簡単でいいという話だった。
- ・県の「第2次長野県教育振興基本計画」を目次だけ載せてある。その中から、関連する項目を選出する方法もある。
- ・信濃町と長和町の大綱も載せたが、今回の改正前のもの。
- ・村長との懇談に向けて、教育委員としての考えを整理しておいてほしい。

委員 長：おおよその流れは分ったが、教育委員はどんなスタンスで4月に臨めばいいか。

教育 長：総合教育会議は初めてのことなので、村長の教育構想は分らない。会議で意見交換をして、委員さん方が納得の上で進めていく。宮田は立てていない教育基本（振興）計画だが、それに変わるものが教育大綱で、内容は簡便でいいと思う。

次 長：総合計画は、地方自治法の改正で作らなくてよくなったが、村としては策定する方針。
・総合計画には、教育に関する細かな計画も盛り込まれている。今後の協議で決まるが、村の意見も踏まえた、宮田村の教育の方向性を示すものとして大綱ができるのではないかと。

委員 長：総合計画は策定するというだけでいいか。

次 長：策定する。総合計画と同じ内容の大綱を策定しても意味がないのではないかと。詳細は、村長と教育委員全員で話し合っただけで決定していく。しかし、教育委員の意見がバラバラにならないようにすべきと、県の担当者会議では説明があった。

教育 長：村全体のことについて、「行政としてどう取り組むか」を村民に示すために、総合計画を作る。その中に教育関係も入る。

- ・次回、基本方針を簡単な図式で示したい。これまで教育委員会としては、「事務局運営方針」などで示してきた。
- ・村としての教育方針が会議で示されるが、意見がまとまらないときは、教育委員会の独自性を尊重することになっている。

委員 長：どんな立場になるのか事前に検討できればいいが、様子を見ていく。みなさんよろしいですか。

委 員：はい

議 3 号 教育委員会方針について (別紙)

教育 長：資料により説明

- ・平成 27 年度の教育委員会運営方針は、あくまでも案。校長、園長にも見てもらっている。
- 1. 改正法による業務推進：教育大綱を作ったら具現していく。
- 2. 情報を共有する：議会へ提案する内容について、事前に説明し結果を報告する。学習会を可能な限り実施する。他市町村との交流会を行う。

3. 創造性を発揮する：旧態依然にならないようにし、意見を言い合うことが大事。移動教育委員会をどこかに移動して行う。

4. 現場を支援する：安心安全のため現場を支援し、PTA や学校評議委員とも交流する。

5. 視野を広げる：県外研修を行う。制度改革の動向をチェックする。今後も運営基本方針の思いやりの心を育むことを一生懸命やっていく。

思いやりの心は、教育大綱に繋がることなので、総合会議によって若干変わるかもしれない。本質的には同じではないか。

目標は、現場第一主義と創造性の発揮、危機管理意識の醸成。

・障がいを抱える子供の様子を小さいうちからカルテに蓄積する。読解力向上のための授業を行う。組織の情報交換がスムーズに行えるよう改善する。

以上、来年度の私どもの方針としてこれでよいかご意見をいただきたい。

委員長：伸びる力を伸ばすとは具体的にはどういうことか。

教育長：例えば、土曜学習や放課後学習で子どもが興味をもつ学習を行い、力を伸ばす。

学校係長：土曜学習は小学生のための授業で、村民会館へ中学の講師に来てもらい、割合、九九など各学年に分けて、3回くらい実施する予定。

委員長：基礎学力の定着に良い。委員の皆さんいいですか。

委員：はい。

教育長：委員会の運営方針についてもご意見をいただきたい。

議 4 号 準要保護新規認定について (別紙 1)

※ 個人情報が含まれているため、資料・会議録は非公開とします。

(2) 報 告

報告 1 号 教育委員会活動報告 (教育長報告) (4 ページ)

次 長：資料により説明

報告 2 号 教育相談員報告 (送付資料)

※ 個人情報が含まれているため、資料・会議録は非公開とします。

報告 3 号 平成 26 年度の児童・生徒の状況について (5 ページ) (別紙 2)

学校係長：資料により説明

- ・ 30 日以上の欠席者を不登校とする。
- ・ 小学校の不登校件数は、前年 0 件だったのが 8 人になった。これは急に増えたのではなく日数が増え不登校となった。
- ・ 中学校の不登校は 4 人。半数は体調不良の事由だが、それ以外は、不登校対応のうめっこサポーターが対応し、学校中心にコーディネートしていく。
- ・ 小学校では、担任、支援コーディネーター、教頭が必ず連絡を取っている。

教育長：表を見ると、平成22年、23年と不登校率は全国より高かった。心の相談員やうめっこサポーターが対応して多少改善されてきた。

・長野県は、平成23年まで不登校が全国で一番多く、市町村長にお願いして人をつけ改善策を探る努力をしてきた。学校に行きたくても行けない30日以上欠席の子を不登校という。心身の不調による欠席は不登校だが、健康上の理由や家庭の都合での欠席は不登校ではない。表をもう一度見直して精査し原因を考える。原因別の資料を用意するように。

委員長：いずれにしても不登校は深い問題がある。よろしくお願ひしたい。

報告4号 平成27年度の児童・生徒数について (別紙3)

次長：資料により説明

・保育園のクラスについては未定。全園の合計人数は318人。3歳以上の園児は276人。未満児は42人。子供の数は若干減少しているが、アレルギーを持つ園児が東保育園で倍増するので、大変さは続く。

子育係長：保育園全体では、人数は前年比マイナス3人だが、未満児は年度途中で必ず増える。

教育長：どんな支援が必要か見極めるため、除去食や障害を持つ子どもの人数を表示したものを
用意するように。我々もエピペンについての学習が必要と思う。

学校係長：中学校の全生徒数は、前年比5人減で316人。小学校は5人減で573人。宮田村は住みやすいからか、転入者が増えている。

委員長：次へ。

報告5号 村議会報告 (7ページ)

次長：資料により説明

・議案は全て通った。運動会は開催する。

・一般質問で、宮井議員から「高齢者支えあい拠点施設(公民館)」の利用法について質問があった。次長答弁で、「ミニデイ以外にはあまり活用されていない公民館で、児童館に通えないお子さんを預かれないか？」という内容。新年度にアンケートをとり公民館利用者のニーズを調査したい。

・同じく宮井議員から、「伊那養護学校卒業生の進路について。」質問があり、村長から、「これまでもインターンの実施を受け入れてきたが採用までは至っていないのが悩み。一般就労に向けて呼びかけをしていく。」と回答。

・大石議員からは、「障がい者の講演会を26年度は実施しなかった。」という質問について、「学校ではさまざまな人権教育をしている。教育課程については学校長の権限なのでこちらからは働きかける。」と教育長が答えた。質問は精神障がい者の講演を中学生と保護者を対象に精神疾患の意識や啓発も含めて行いたいということだったが、発達障害児の保護者の講演会も考えている。

・3/16の産業文教委員会で一般会計予算などを審議した。

・議会全員協議会では、「宮田村子ども子育て支援計画」、「男女共同参画計画」、「うめっこ

らんどの状況」について報告した。

委員 長：よくわかりました。先へ。

報告 6 号 学校(転入)・教育委員会事務局職員の人事について (19 ページ)

次 長：資料により説明

報告 7 号 運動会(実施予定日)について (口頭のみ)

生涯係長：「村民運動会を開催する。」ことで村長の確認がとれた。10/18(日)午前 8 時に開始し、正午に完結する。雨天の場合は中止。運動会がある年は秋季スポーツ大会は実施しないことを公民館運営審議会で決定した。春のスポーツ大会は 6/7 に実施する。

委員 長：新田地区は不参加ということだったが、どうなったか。

次 長：運動会実施が決定したので、内容を含め新田に働きかける。前回は雨天で中止だったが、最初は出ない予定が途中で参加することになり、最終的には協力していただけだ。

生涯係長：新田地区については、不参加でも分館役員として準備等に協力していただけるよう、非公式だが話をしている。

委員 長：わかりました。

9 その他

(1) 当面の日程について (21 ページ)

次 長：資料により説明

中学校の修学旅行は、4/16 から 3 日間京都方面へ行く。例年、宮田村の観光 PR 活動を京都駅前で行っていたが今年は駅前が使えないので、養老のサービスエリアで一部の生徒たちが 40 分間観光 PR をする。

○学校長着任式、教職員辞令交付 (資料 2)

学校係長：資料により説明

教育 長：職務代理には、4/1 に県から送付される辞令を、中学校長に交付してほしい。その場で校長から新任職員へ辞令を渡す。

職務代理：わかりました。

○新任教職員村内めぐりについて (23 ページ)

学校係長：資料により説明

・ 4/10(金)に村内めぐりをした後、村民会館で懇親会を開く。参加者は新任の教諭ほか全職員に声かけをし、30 名くらいになる予定。

教育 長：名札を作るように。

○教育委員会 学校関係歓送迎会について

次 長：4/23(木)、4 月の定例会のあと歓送迎会を行うことでよろしいか。

教 育 長：5/22 横浜へ小中学校の先生が研修旅行に行くので、我々も可能な人は行ってはいいか
か。5月の定例会は5/25(月)で決定。

委 員 長：日程が3つ確定した。いいですね。

委 員：はい。

(2) 県教育委員会情報 (24 ページ)

次 長：資料により説明

- ・人事異動に伴い綱紀粛正を促してほしいということなので、学校へ伝える。

(3) その他

- ・子育て応援プレミアム商品券について (28 ページ)

次 長：3月17日現在、144件の購入の申し込みがあった。次回3月末の数を報告する。

- ・中学校エコ大使について (29 ページ)

次 長：資料により説明

教 育 長：いろいろな行事があり、委員さん方にはご負担をおかけし申し訳ありませんが、都合が
付く範囲でお願いしたい。

委 員 長：本日はご苦勞様でした。

- ・次回定例会：4月23日(木) 13時30分から 村民会館 第1研修室